第10回　大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議　質疑要旨

○と　き　平成29年９月29日（金）

　　　　　午後２時から午後３時30分まで

○ところ　大阪府新別館南館５階マッセ大阪　第４研修室

○質疑要旨

【議題（１）大阪府国民健康保険運営方針（素案）について】

（市町）

17ページの「３ 保険給付費等交付金(普通交付金)の対象とする保険給付の拡大」の⑦医療費適正化等の対策費用等事務費(府内共通基準に係る部分)とは、具体的にどのようなものか。

また、20ページの「(３)激変緩和措置の対象」について図が記載してあるが、その内容について説明いただきたい。

（事務局）

　医療費適正化等の対策費用等事務費(府内共通基準に係る部分)とは、医療費通知及びジェネリック差額通知の作成に係る費用(郵送費除く)である。

続いて激変緩和措置の対象についてであるが、３つの図のうち、左図の制度改革前保険料と中図の制度改革後保険料を丈比べすることとなる。左図について、図中に保険料予算額との記載があるが、平成30年度保険料の激変緩和措置にあたっては、平成28年度決算額との丈比べとなる。丈比べの結果、医療費伸び自然増を除く増加額が激変緩和措置の対象となるが、増加額が医療費伸び自然増の範囲内に収まるあるいは減少している場合には、激変緩和措置の対象外となる。なお、激変緩和措置の対象となった場合、激変緩和対象額の一定割合に措置を講じることとなるが、右図のとおり、段階的に激変緩和を講じる割合を縮減していくイメージで、現在の検討では、平成30年度を90%とし、平成31年度以降15%ずつ縮減する方向である(H31:75%、H32:60%、H33:45%、H34:30%、H35:15%、H36:0%)。

（市町）

激変緩和に要する費用が不足した場合、どのようになるか。

（事務局）

激変緩和措置用の財源としては、国の公費拡大のうち、暫定措置分(全国総額300億円)、府で用意している財政安定化基金の特例基金、府繰入金を予定しており、激変緩和の規模については、試算結果を踏まえて決定することとなるが、現時点では、不足することはないのではないかと見込んでいる。

（市町）

激変緩和措置を講じることとなった場合、各市町村の保険料率は異なることになるのか。

（事務局）

お見込みのとおり。

（市町）

19ページ以降の「７ 激変緩和措置」に関する記載であるが、前回第９回の広域化調整会議において、激変緩和措置を講じたとしても初年度から統一保険料となる手法について、正副座長市からの提案がなされ、検討を進めている途上であるが、素案には反映されていない。現在は検討段階であるため、素案では、これまでの広域化調整会議及びワーキンググループでの検討内容が記載されていると理解している。今後検討が進み、合意形成された場合には、記載内容の変更をお願いする。

（国保連合会）

細かい文言訂正等は、どういったスケジュールで進めていくのか。

（事務局）

　広域化調整会議として、素案が固まった段階で、市町村への法定意見聴取を実施することとなる。その後、意見聴取の内容を反映した上で、大阪府国民健康保険運営協議会に諮問・答申を受けることとなる。その間も、軽微な文言修正等については、事務局で適宜実施し、その都度、広域化調整会議の委員の皆さまにも報告差し上げることとなる。

（国保連合会）

34ページの「２ 保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い」４行目の記載について、現状としては記載の見解で差支えないが、国の議論の中で、都道府県等の意見を受け、現金給付に関しても対象とする動きも出てきており、今後変更となる可能性がある。

（事務局）

　その点については、府としても認識している。直接支払いを行うにあたっては、契約手続きも生じることも踏まえて、現時点での記載は現状のままとし、必要に応じて、市町村と協議の上、変更していく余地はあると考えている。

（市町）

16ページの「２ 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)」や18ページの「５ 標準的な収納率」について、前回から修正・追加がなされているが、ワーキンググループにおいてどのような検討がなされたのか。また、今後試算を重ねる中で微修正が入る可能性はあるのか。

（事務局）

まず、「２ 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)」についてであるが、資料1－2新旧対照表の8ページのとおり介護納付金分保険料の算定方式と応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合について記載が変更となっている。介護納付金分保険料の算定方式についてであるが、介護分保険料については、第２号被保険者一人当たりという性質が強く、平等割を算定しない２方式がその実態に近いことを踏まえ、２方式とした。そのうえで、応益割の賦課割合については、均等割：平等割を70:30、60:40、50:50とそれぞれ設定した場合に、世帯人数ごとにどのように保険料額に影響するか、試算をもとに検討し、単身世帯及び多人数世帯、双方に及ぼす影響のバランスを勘案し、60:40と設定した。

続いて、「５ 標準的な収納率」についてであるが、高い設定とすると、達成できず赤字を生むリスクが高まることから、現在の実態に即した収納率設定とする必要があるという前提の上で、高い収納率の市町村にインセンティブを付与し、低い収納率の市町村に努力分を設定することで、公平性を担保することとなった。お見込みのとおり、最終的には今後の試算を踏まえた上で、決定することとなる。

（市町）

　今後の試算結果により、修正となった場合、改めて広域化調整会議を開催し報告いただけるのか。

（事務局）

　報告方法については、変更内容によるが、正副座長に相談しつつ、状況を踏まえながら決定したい。

（市町）

大阪府国民健康保険運営方針(素案)の表紙にある注意書きにおいて、今後、大阪府において加筆・修正を行う可能性があると記載されているが、標準的な収納率等の方向性に関わる大きな修正がある場合は、調整会議を開催したうえで、修正いただきたい。

【議題（２）その他（第９回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議 議題（３）の継続議論）】

（市町）

財源について、確保が困難である。また、その拠出額についてはどのように取り決めるのか。

（市町）

財源については、大阪府国民健康保険運営方針(素案)にある各市町村が実施する激変緩和措置に用いる財源の範囲内でご用意いただく想定であり、追加で財源確保いただくという趣旨ではない。拠出額について、どのようにルール設定するかであるが、何らか書面として取り決める必要があると考えている。

（市町）

大阪府の基金に拠出した上で、財源を各市町村に振り分けるとのことであるが、大阪府の基金に一旦拠出するということに対して、対外的な説明が難しい。また、ワーキンググループでも当市から申し上げているが、政令軽減以外の軽減を設けることが可能なのかということ、大阪府が財源を拠出可能か否か、現行の政令軽減が被保険者の7割程度にあたっていることを踏まえると優先順位として最上位となるのは保険料上昇の抑制であること、システム改修が最低限に抑えられる制度設計とすること、一般施策との整合性といった観点を踏まえ、財源として必要となる額をシミュレーションしながら、検討する必要がある。

（市町）

軽減について提案があるが、市民に平成30年度以降の保険料がこれまでとどのように変わっているか認識いただくという観点から、一旦、統一保険料で賦課を行い、通知した上で、経過措置としての減免という位置づけとして整理すべきではないか。

（市町）

　前回第９回広域化調整会議において、減免とした場合の事務量増加に対するご意見をいただいたことから、事務量を緩和するために、法的に政令軽減以外の軽減が認められるか否かという課題はあるが、激変緩和期間中の特例的な取扱いとして、申請減免以外の方法を提示した。

（市町）

　保険料上昇緩和が必要となる世帯について、府内他市町村に異動した場合、前市町村の激変緩和措置を引き継ぐということであるが、府外からの転入者についても、前年度保険料と比較し、激変緩和措置を講じることとし、大阪府全体の施策として打ち出してはどうか。

（市町）

　これまで基金を投入することで、保険料上昇を抑制しつつ、少しずつ保険料を引き上げてきている。今回の提案内容で１％以内に対前年度の保険料の上昇を抑制するとあるが、これまでの保険料引上げと比較し、上昇幅が小さくなる可能性があり、新たな財源持ち出しが必要となり得ることを懸念している。

（市町）

現在、保険料上昇を１％以内に抑制するとしているのは、毎年保険料が変更となるので断言はできないが、２月の試算で大幅に一人当たり保険料が上昇している市町村であっても、６年かけて統一保険料に到達する上で必要となるのが、１％程度という設定である。先ほど他市町からご意見いただいた大阪府の基金に一旦拠出することが対外的に理解を得がたいという点は、大阪府が財源拠出可能か否かと同様に当会議とは別のステージでの議論が必要と考える。時間がない中で、結論を先延ばしにはできないが、本日いただいたご意見を踏まえ、改めて案を修正し、後日検討するということでお願いしたい。

（市町）

他にご意見もないとのことなので、今後も当会議及びワーキンググループでの検討、大阪府との調整を重ねた上で、広域化調整会議の委員の皆さまにお諮りしたいと考えているので、下半期に入り、議会や予算編成等、ご多忙であるかと思うが、ご協力をお願いしたい。